

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会

令和7年度 寒河江市社会福祉協議会事業計画

市社協は、すべての市民の方々が、住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉を推進する中核的な組織として、地区社協、民児協等関係機関と連携してさまざまな事業を展開してまいります。

特に、令和7年度は、第3次地域福祉活動計画の最終年度であり、次期計画を策定する重要な年となっています。

具体的な取組としては、昨年1月の能登半島地震や7月の庄内最上地域における県内過去最大の豪雨災害等毎年のように全国各地で大きな災害が起こっています。その復旧のため、全国からボランティアが集まり、その司令塔となる災害ボランティアセンターの役割が益々重要となってきています。センターの設置訓練をはじめ、研修会等を開催し、災害時の体制づくりをさらに進めていきたいと思っております。

令和6年度から社協が後見人等となる法人後見事業に取り組んでいますが、令和7年度からは成年後見センター（中核機関）の運営を市から受託し、成年後見制度の広報・相談・利用促進等に努めてまいります。

みんなの居場所づくりでは、世代を問わず地域の交流の場として、今年度南部地区に「COCO&」をオープンし、好評を得ており、その充実を図っていききたいと思っております。

社協の基幹的事業であります見守りネットワーク事業については、町会長、民生委員児童委員、地域福祉推進員それぞれが事業を理解し、連携が強化されるように事業説明の機会を増やし、高齢者、障がい者、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりを推進していきたいと考えています。

コロナ禍が過ぎ、活動が盛んになってきているボランティア事業は、団体や個人の支援を研修会、交流会等を通して推進していきたいと考えております。

介護事業においては、介護が必要になった人が、住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう、訪問介護、訪問入浴、居宅介護支援等の事業を進めていきます。また、介護予防体操やレクリエーション活動等を通して、健康づくりや生きがいづくりを目指した介護予防生きがい活動支援にも取り組んでまいります。

地域包括支援センターは、高齢者の生活を介護、福祉、保健、医療、見守りなど様々な面から総合的に支える相談窓口であり、高齢者の自立支援や重度化防止に努めてまいります。また、フレイルの早期把握と適切な対応の重要性を広く理解いただくため、地域への訪問による相談支援を重点的に実施してまいります。

寒河江市指定管理者受託施設である総合子どもセンターについては、子どもたちの健全な遊びの提供のほか、育児相談、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援にも力を入れてまいります。

老人福祉センターについては、地域に根差した施設であり、高齢者の憩いの拠点として、年間を通して、特色ある事業に取り組んでまいります。

事業計画

I 地域福祉活動計画に掲載する事業

本協議会が地域福祉活動計画の趣旨に沿い、今年度取り組む事業です。

1 目指す地域福祉活動の醸成

(1) 地域福祉の意義を共有する活動

事業名	概要
地域福祉活動を考える意見交換会	地区社協や関係団体等から、市社協の事業、地域課題等の意見をいただき、第4次地域福祉活動計画を策定する。 【事業費】30千円（市社協会費30千円）
福祉出前講座	社協で行っている事業等について、地域や学校、関係団体等に出向き、講座を行う。 【事業費】10千円（市社協会費10千円）
寒河江市福祉と健康フェア	支え合う地域社会の構築を目指して福祉と健康に関する事業や展示を行う「寒河江市福祉と健康フェア」を市と共催で開催する。 【事業費】100千円（共同募金100千円）
福祉功労者の表彰	各種福祉関係表彰へ積極的に推薦を行うとともに、町会長、民生委員児童委員、地域福祉活動功労者の表彰を行い、市民の地域福祉活動への理解と関心を広める。 【事業費】100千円（共同募金100千円 上記事業に含む）
役職員等研修事業	社協に求められる役割、方向性等について共通理解を深めることを目的とし、社協役員・職員が参加する研修事業を開催する。 【事業費】100千円（市社協会費100千円）
町会福祉活動支援事業	市民の地域福祉活動を推進するため、町会に対して地域福祉推進交付金を交付し支援する。 【事業費】1,410千円（市補助金343千円、市社協会費567千円、共同募金500千円）

(2) 困りごとや課題、特性を見つけ活かす活動

事業名	概要
寒河江市生活支援体制整備事業 ＜市受託事業＞	高齢者のニーズと、地域住民、NPO、企業等による資源につなぐことで、高齢者の自立へ向けた支援を行う。地域住民、NPO、企業等と連携し、高齢者の暮らしを支える体制の充実を目指す。生活支援コーディネーターを中心に地域包括支援センターとともに活動をすすめる。 【事業費】4,909千円（市受託金3,730千円、市社協会費1,179千円）
元気に暮らせる地域づくり事業	市民、関係機関等と高齢者の自立支援の視点を共有し、いつまでも元気に暮らせる地域づくりをすすめる。 【事業費】150千円（市社協会費150千円）

(3) 地域福祉活動の点検を行う活動

事業名	概要
地域活動の調査の実施	行政や地区団体等が行う事業について調査を行い、次期地域福祉活動計画等の検討材料とする。

(4) 市社協活動の情報発信

事業名	概要
ホームページ・フェイスブック等による情報発信	ホームページや SNS を利用し、市社協の事業・活動等の情報を発信する。広報することにより社協事業の理解を広める。 【事業費】142 千円（市社協会費 35 千円、他事業 107 千円）
広報誌「愛さぽーと」の発行	市社協の事業・活動状況等を市民に知らせるため、広報誌「愛さぽーと」を発行する。 発行：年 3 回（7 月、11 月、3 月） 配付先：市内全世帯 【事業費】1,656 千円（市社協会費 783 千円、共同募金 336 千円、他事業 537 千円）
広聴活動の強化	ホームページ、懇談会、意見交換会等における意見や提案について十分検討し、事業に反映する。

2 次代につながる活動の推進

(1) 地域の中で取り組む子育て活動の推進

事業名	概要
福祉教育推進事業	市内の小・中学校、高等学校において福祉教育プログラムの活用や、ボランティア活動・地域協働による活動等を支援し、福祉教育を推進する。 【事業費】700 千円（市社協会費 400 千円、共同募金 300 千円）
児童遊園整備助成等事業	町会等が管理する児童遊園地（49カ所）の遊具、設備の整備に対して、所要額の 2 分の 1 の額（限度額有）の児童遊園整備補助金を補助する。また保険加入等の事務を行う。 【事業費】420 千円（市補助金 46 千円、市社協会費 54 千円、共同募金 320 千円）

(2) 生涯を通した学びと運動の推進

事業名	概要
介護予防生きがい活動支援事業	介護予防体操やレクリエーション活動、参加者同士のふれあい交流などを通して、健康づくりや生きがいづくりを推進する。 【事業費】12,568 千円（市受託金 9,868 千円、利用料 2,700 千円）

3 市社協、地区社協等の機能充実

(1) 相談への対応力を向上する体制づくり

事業名	概要
地域での相談対応力向上	地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等が地域により多く出向くことにより、住民と一緒に考える機会を増やしていく。
ふれあい相談所設置事業	心配ごと・悩みごとの相談窓口として相談所を開設し、各種相談に応じる。法律相談は弁護士、登記相談は土地家屋調査士、行政相談は行政相談員、一般相談は心配ごと相談員が対応し月に1回開催する。また令和7年度新規事業として地区公民館単位で移動相談所を年4回開催する。 【事業費】600千円（市社協会費400千円、共同募金200千円）

(2) 市社協と地区社協との協働体制の推進

事業名	概要
地区社協との協働体制の検討	意見交換会等を活用し、地区社協との連携及び協働体制について検討を行う。

(3) 地区社協への活動支援

事業名	概要
地区社会福祉協議会の活動支援	市内8地区（寒河江、南部、西根、柴橋、高松、白岩、醍醐、三泉）の地区社会福祉協議会の活動の活性化を図るため、代表者会議の開催及び活動交付金を交付し活動を支援する。 【事業費】1,810千円（市社協会費1,410千円、共同募金400千円）

4 つながりを活かした生活支援の推進

(1) 見守りから続く生活支援

事業名	概要
地域見守りネットワーク事業	各町会において地域福祉推進員を選任し、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と連携をとりながら、高齢者世帯、障がい者、子どものいる世帯などのうち、支援を必要とする世帯の見守り活動を行う。 ・地域福祉推進員活動交付金(1人5,000円) ・地域福祉推進員研修会の開催 ・町会長への周知 ・地域福祉推進員の広報 【事業費】2,213千円(市補助金1,854千円、共同募金300千円、市社協会費59千円)

(2) ひとりの不安を和らげる生活支援

事業名	概要
食の自立支援事業 (ふれあい給食) ＜市受託事業＞	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等で食事の支度が困難な人に、給食を届けるとともに、配達時に声掛けし、見守り・安否確認を行う。管理栄養士に献立作成を依頼し、献立にカロリー表示を行い、季節を感じるメニューにするなど、高齢者に配慮した食事を提供していく。 【事業費】15,722 千円(市受託金 9,576 千円、利用者負担金 6,146 千円)
生活福祉資金貸付事業 ＜県社協受託事業＞	低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生の助長を図るため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの資金貸付を行う。貸付世帯への相談支援、償還指導を行う。 ＜貸付状況＞ ・総合支援資金(元金 10,943 千円 件数 17 件) ・福祉資金・教育支援資金(元金 190,530 千円 件数 195 件) ・離職者支援資金(元金 1,200 千円 件数 1 件) 合計 元金 202,673 千円 件数 213 件 【事業費】1,634 千円(県社協受託金 1,634 千円)
特例貸付債権管理事業 ＜県社協受託事業＞	生活福祉資金貸付事業の相談支援の体制強化を行う。貸付フォローアップ支援員を配置し、特例貸付にともなう貸付世帯への相談支援、償還指導に対応していく。 ＜貸付状況＞ ・緊急小口資金特例貸付(元金 20,950 千円 件数 111 件) ・総合支援資金特例貸付(元金 74,230 千円 件数 136 件) 合計 元金 95,180 千円 件数 247 件 【事業費】8,280 千円(県社協受託金 8,280 千円)

(3) 就労を補助する生活支援

事業名	概要
就労支援事業	就労が困難で経済的に困窮した人からの相談を受けた際は、状況を確認し関係機関との連携により支援する。

(4) 災害避難者等への生活支援

事業名	概要
避難者生活相談支援事業 ＜県社協受託事業＞	東日本大震災で市内に避難している人の日常生活の支援を行う。(見守り、相談、情報提供等) 【事業費】2,747 千円(県社協受託金 2,747 千円)
たすけあい資金貸付事業	低所得世帯で必要な援助融資を受けることが困難な世帯に、緊急時の生活資金として市社協独自のたすけあい資金の貸付を行う。 ＜貸付状況＞ ・償還残金 816 千円 件数 22 件(21 世帯) 【事業費】200 千円
善意銀行事業	市民への火災・地震・水害等の見舞いを行う。(会員対象)

フードドライブ事業	個人や団体に食料品等の提供協力を求め、生活困窮者及び福祉施設等に緊急措置として提供する。令和6年度に企業とのフードドライブ活動協定を締結したことにより安定した支援を実施していく。 【事業費】10千円（市社協会費10千円）
-----------	--

(5) 権利の擁護、継承に係る生活支援

事業名	概要
日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) <県社協受託事業>	高齢者や障がい者等で、自らの判断能力に不安のある方を対象に、各種福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理、書類の預かり等を支援する。 ・利用人数：19名 ・利用料：1回1,500円（生活保護を受けている人は無料） 【事業費】2,095千円（県社協受託金1,750千円、利用料345千円）
法人後見事業	認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がい等により、判断能力に不安を抱える人に対して、市社協が成年後見人等となり、財産管理・身上監護を通して権利擁護支援を行う。 【事業費】150千円（市社協会費50千円、後見報酬収入100千円）
成年後見センター（中核機関）事業	成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう地域体制を整備することを目的に市から委託を受け成年後見センターの業務を行う。 【事業費】2,646千円（市補助金2,646千円）

5 災害の備えから始める安全・安心の確保

(1) 災害に備える事業の推進

事業名	概要
災害への備えの推進	災害時においてBCP(事業継続計画)に基づき、職員等が対応できるよう周知を図る。

(2) 災害ボランティアセンター機能の充実

事業名	概要
災害時に連携する体制づくり	各種団体との連携を強化し、協定の締結等災害に対応できる体制を推進する。
災害ボランティアセンター運営支援事業	市内での地震や豪雨等の災害発生により、被災者支援のためボランティア活動が必要な時に、災害ボランティアセンターを設置運営する。災害に備えた人材の確保と訓練・研修を行う。 ・災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催 ・災害ボランティアセンター設営訓練 ・災害ボランティア研修の開催 ・被災地でのボランティア活動 【事業費】565千円（市補助金360千円、市社協会費205千円）

6 団体活動による地域活動の推進

(1) 地域活動を行う団体の育成

事業名	概要
福祉関係団体との連携	地域福祉活動を推進するため、市内の福祉関係団体(町会長連合会、民生委員児童委員協議会等)との連携強化と支援を行う。 【事業費】196千円(共同募金196千円)
福祉活動応援助成事業	市内の福祉関係団体等が社会福祉活動や事業を行う際の立ち上げ費用として助成金を交付し支援する。(1団体100千円まで) 【事業費】100千円(市社協会費100千円)
福祉用具等の貸出	一時的に車いすが必要となった方への貸出し。また、町会や子ども会等の行事に、ボランティア機材やレクリエーション用具を貸し出して、活動を支援する。 【事業費】30千円(市社協会費30千円)

(2) 集いの場の高機能化を推進

事業名	概要
みんなの居場所づくり事業	誰もが自由に過ごすことができ、ゆるやかにコミュニティとつながることができる居場所づくりを支援する。 【事業費】266千円(市社協会費206千円、参加者協力金60千円)
福祉バス等運行管理事業 <市受託事業>	福祉関係団体の研修活動等にマイクロバスを運行し、地域福祉活動を支援する。 【事業費】5,016千円(市受託金5,016千円)

(3) 高齢者を対象とした集い活動の調整

事業名	概要
ふれあいいきいきサロン事業	誰もが気軽に集まれる場所を通じて、人とのつながりや社会参加の機会を目的としたサロン活動の支援を行う。 ・交付金の交付(8サロン) ・サロン運営者を対象とした研修の実施 【事業費】650千円(市社協会費170千円、共同募金480千円)
レクリエーション活動等支援事業	高齢者の健康増進・交流を活性化するため、競技の普及・奨励を行っている活動を支援する。 【事業費】240千円(市社協会費240千円)
ひとり暮らし高齢者の集い支援事業	地域活動への参加を目的にした交流会として、ひとり暮らし高齢者を対象に、地区社協が行う事業を支援する。 【事業費】425千円(市社協会費425千円)

(4) 他分野・団体との共同活動

事業名	概要
社会福祉法人等との連携	社会福祉法人等との情報交換の場を検討していく。

7 地域を支える人材の発掘・育成

(1) ボランティアセンターの機能充実

事業名	概要
ボランティアセンター運営事業	ボランティア活動の普及及び支援のため、窓口となるボランティアセンターを運営する。 <主な事業> ・小中高生福祉ボランティア体験活動のあっせん ・活動のコーディネート ・ボランティア養成講座の開催 ・ボランティア団体の交流と周知 【事業費】772千円（市補助金 608千円、市社協会費 164千円）
ボランティア団体活動事業費助成事業	登録ボランティア団体を対象に、地域福祉を推進する事業に対して助成を行う。（1団体事業費の2/3、5万円上限） 【事業費】300千円（市社協会費 300千円）
リサイクルボランティア事業	プルタブ・ペットボトルキャップ・書き損じハガキを回収し、各々回収業者に送付する。ワクチン寄付、車イスへの交換へつなげる。 【事業費】40千円（市社協会費 40千円）

(2) 地域の団体・組織の人材探し

事業名	概要
地域福祉の担い手づくり	地域福祉の担い手を育成するため、ワークショップを含めた研修会を開催する。

Ⅱ 共同募金配分事業

事業名	概要
赤い羽根共同募金	寒河江市共同募金委員会として市民及び市内事業所等へ赤い羽根共同募金への協力を依頼する。 法人大口募金については、令和6年度より集金方法を見直し、口座振込みにて協力を依頼する。 赤い羽根共同募金は災害などの一部を除き、県内や市内で地域福祉活動の推進のために役立てられる。 募金目標額 4,710 千円 A 目標額（広域配分）2,510 千円 山形県共同募金会が収納後、県内の施設・団体に配分。災害等準備金に充当する。 B 目標額（地域配分）2,200 千円 山形県共同募金会が収納後、寒河江市社会福祉協議会の地域福祉事業に配分される。 実施方法 一戸 320 円の募金を町会ごとに依頼する。 法人大口募金、街頭募金、イベント募金、学校募金、職域募金等の実施。募金箱の設置。 令和6年度共同募金による令和7年度事業に対する配分 （広域配分）山形県共同募金会で決定後、市内学童や施設に配分。 （地域配分）寒河江市社会福祉協議会 市町村社協配分 2,197 千円 地域福祉活動配分 903 千円
歳末たすけあい運動募金	新たな年を迎える年末の時期に、誰もが孤立することなく安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を促すため、歳末たすけあい運動の推進に取り組む。 集まった募金は、民生委員児童委員と連携し世帯調査を踏まえた上で、各地区で配分委員会を開催し経済的に支援が必要な世帯や、支援が必要な高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯等を決定し配分する他、福祉団体や施設へ配分する。 募金目標額 2,700 千円 実施方法 一戸 250 円の募金を町会ごとに依頼する。 寒河江市共同募金委員会において個人や団体等から募金を受け付ける。 配分該当世帯 ・世帯全員が75歳以上の世帯 ・寝たきり高齢者がいる世帯 ・在宅長期療養者がいる世帯 ・在宅心身障がい児者がいる世帯 ・認知症患者がいる世帯 ・準要保護児童・生徒がいる世帯 ・その他の要支援世帯

Ⅲ 介護事業

住み慣れた地域・家庭での生活を支援する在宅福祉サービスとして、指定介護事業所の運営や介護予防のための介護予防生きがい活動支援事業などを推進します。

事業名	概要																
指定介護事業所の運営	介護保険法に基づく指定介護事業を運営します。 ・指定訪問介護事業所 訪問介護事業は、事業対象者・要支援 1～2、要介護 1～5 の認定を受けている方のご自宅にホームヘルパーが訪問します。 訪問介護の業務は大きく分けて「身体介護」と「生活援助」の 2 種類あります。身体介護は、食事介助、衣服の着替え介助、入浴介助、トイレ誘導やオムツ交換の排泄介助、身体の清拭、体位交換など利用者の体に直接触れる援助です。生活援助は調理、掃除、洗濯、衣類の整理、生活必需品の買い物、薬の受け取りなどご本人にかわり身のお世話を中心とする日常生活の援助です。 ご本人やご家族が必要とするサービスを提供し、いつまでも住み慣れたご自宅で自立した生活を送ることができるように支援します。 【令和 5・6 年度の活動状況、令和 7 年度の計画】 <table><tr><th></th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度 (見込み)</th><th>令和 7 年度 (計 画)</th></tr><tr><td>利用者数</td><td>1,388 人</td><td>1,489 人</td><td>1,500 人</td></tr><tr><td>回 数</td><td>18,337 回</td><td>21,000 回</td><td>21,600 回</td></tr><tr><td>時 間</td><td>14,639 時間</td><td>16,556 時間</td><td>16,680 時間</td></tr></table> 令和 6 年度は、月 122 人・1,568 回の訪問・1,265 時間の実績を目標に業務を行いました。年度初め、利用者は 111 人だったため、事業所のパンフレットを作成し、ケアマネジャーとの連携を強化しました。また、朝方と夜間の相談が多いことから、時間の調整をしながら依頼を断らず訪問を続けました。 7 月に目標の実績を達成。8 月からもサービス提供が増え、月平均 124 人・1,750 回・1,379 時間となり、目標と前年度の実績を上回る見込みです。 令和 7 年度もケアマネジャーとの連携に努め、安定したサービス提供を継続していきます。 【事業費】 71,403 千円 ・指定訪問入浴介護事業所 訪問入浴介護事業は、要支援 1～2・要介護 1～5 の認定を受けた方で、自力での入浴が困難、またはご家族のサポートだけでは自宅入浴が難しい場合に入浴サービスを行います。 業務内容は、浴槽・水・ポイラー・防水シート等、入浴に必要な備品の全てを搭載した入浴車で、看護職員 1 人・介護職員 2 人のスタッフでご自宅を訪問します。ベッドの隣に防水シートを敷き、専用の浴		令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)	利用者数	1,388 人	1,489 人	1,500 人	回 数	18,337 回	21,000 回	21,600 回	時 間	14,639 時間	16,556 時間	16,680 時間
	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)														
利用者数	1,388 人	1,489 人	1,500 人														
回 数	18,337 回	21,000 回	21,600 回														
時 間	14,639 時間	16,556 時間	16,680 時間														

槽を設置し、入浴車からお湯を送ります。たまったお湯を排水しながらあふれることなく、常にきれいなお湯に入っていただけます。約 1 時間のサービス提供時間です。看護師の健康管理のもと寝たまの姿勢で、安全で安心した入浴を支援します。

【令和 5・6 年度の活動状況、令和 7 年度の計画】

	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)
利用者数	221 人	235 人	240 人
回 数	910 回	961 回	984 回

令和 6 年度は、月 20 人の利用者・81 回の利用回数を目標に業務を行いました。

利用者は新規と終了者が同じ割合で推移し、月平均 19.5 人と目標通りの実績でした。入浴事業所の利用者は要介護 4 と 5 の重度者が 75% を占めており、入院やショートステイ、急な体調不良などの理由でキャンセルが多く、利用回数は月平均 80 回でした。予定に空きが出た所を埋められず、目標より回数は減ってしまいましたが、前年度の実績は上回る見込みです。

令和 7 年度は、課題である予定の空きを減らし、月 20 人・82 回を目標に事業を行います。

【事業費】13,767 千円

・指定居宅介護支援事業所

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援・要介護と認定されたご本人・ご家族の希望を伺い、心身の状況や生活環境を評価・分析し居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。ケアプランを基に介護保険サービスを提供する事業所との連絡・調整などを行い利用に繋がります。

サービスを利用してからも月 1 回以上のモニタリング訪問を実施し、ケアプランの目標通りサービスが提供されているか、ケアプランの見直しが必要ないかを評価し、その都度サービス調整を行います。

その他にも、必要に応じた介護サービス情報・保険者情報・ボランティア情報を提供し、ご本人にあった生活ができるようお手伝いをします。

【令和 5・6 年度の活動状況、令和 7 年度の計画】

利用者数	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)
要介護 1～5	1,482 人	1,340 人	1,414 人
要支援 1～2	303 人	276 人	290 人

令和 6 年度は、4.5 人体制で業務にあたりました。制度改正に伴い事業所加算、入院時情報提供加算が見直され、4 月～7 月の実績は順調に伸びていたところ、8 月以降、毎月施設入所や長期入院、死亡、

	予防レベルへ移行となる終了者が一定の割合でみられ、これを補う要介護・要支援の新規を獲得することができず、後期は地域包括支援センターや病院との連携を密に図るも、減収に苦慮しました。 令和 7 年度も、4.5 人体制で業務にあたります。地域情勢の情報収集・分析を行い、業務内容を評価し改善点を把握します。引き続き、認定調査や入院・退院時連携の速やかな対応を図り、地域包括支援センターや病院との連携を密にとりながら、新規獲得・実績の回復に努めます。 【事業費】 24,595 千円																
障がい福祉サービス事業	「障がい者の日常生活及び社会生活全般を総合的に支援するための法律」（障がい者総合支援法）に基づく指定居宅介護事業所を運営します。 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児童が在宅において日常生活を営むことができるよう、介護や家事支援、外出支援などの援助サービスを行います。 【令和 5・6 年度の活動状況、令和 7 年度の計画】 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度 (見込み)</td><td>令和 7 年度 (計 画)</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>114 人</td><td>85 人</td><td>84 人</td></tr><tr><td>回 数</td><td>946 回</td><td>635 回</td><td>630 回</td></tr><tr><td>時 間</td><td>972 時間</td><td>617 時間</td><td>612 時間</td></tr></table> 令和 6 年度は、身体障がい者（女性 2 人）・知的障がい者（男性 1 人）・精神障がい者（男性 1 人、女性 2 人）・障がい児（男性 1 人）の 7 人にサービス提供を行いました。 利用時間の目標を月 77 時間と設定しましたが、前年度より利用者数が 3 人減り、新規獲得もできず、月 51 時間の実績にとどまり、目標と前年度実績を下回る見込みです。 令和 7 年度は、今年度と同様の訪問時間を計画しています。 【事業費】 4,184 千円		令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)	利用者数	114 人	85 人	84 人	回 数	946 回	635 回	630 回	時 間	972 時間	617 時間	612 時間
	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (計 画)														
利用者数	114 人	85 人	84 人														
回 数	946 回	635 回	630 回														
時 間	972 時間	617 時間	612 時間														
ほのぼの支援事業 ＜独自事業＞	介護保険等のサービス利用だけでは在宅生活に困難を生じる方に対して、ホームヘルパーを派遣し安心して生活できるように支援します。（例：通院や買い物の付き添い等） 令和 7 年度より、人件費の増もあり、10 年ぶりに利用料を増額し、サービスの継続を図っていきます。 令和 7 年度利用料：1 時間 2,100 円（土・日・祝日等の場合 2,640 円） 令和 6 年度利用料：1 時間 1,800 円（ ” 2,200 円）																

	【令和5・6年度の活動状況、令和7年度の計画】			
		令和5年度	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (計 画)
	利用者数	164 人	163 人	165 人
	回 数	472 回	663 回	665 回
	時 間	885 時間	951 時間	955 時間
	令和6年度は通院介助や家族不在時の安否確認等の支援が中心でした。定期的に訪問する事業ではなく不定期な支援となるため、令和7年度も例年通りの活動実績を見込んでいます。			
	【事業費】1,550 千円			
生活支援ホームヘルパー派遣事業 ＜市受託事業＞	単身世帯（同居者も障がいや疾病等の利用により家事を行うことが困難）や65歳以上で身の回りのことが今まで通りにはできなくなってきた方を対象に、要介護状態になることを予防し、かつ自立支援を促すため、日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。			
	【令和5・6年度の活動状況、令和7年度の計画】			
		令和5年度	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (計 画)
	利用者数	12 人	12 人	12 人
	回 数	53 回	52 回	52 回
	令和6年度は利用者1人にサービスを提供しました。 令和7年度も利用者1人・週1回の訪問を見込んでいます。			
	【事業費】412 千円			
介護予防生きがい活動支援事業（いき活サン） ＜市受託事業＞	65歳以上で外出の回数が減っている方や介護予防が必要と認められる方を対象に、介護予防体操（百歳体操）やレクリエーション活動、参加者同士のふれあい交流などをおして、健康づくり（認知機能低下予防や閉じこもり、足腰の衰えの予防など）や生きがいづくりを目的とした日帰りの介護予防活動です。			
	なお、令和7年度より、昼食代等の高騰に対応するため、利用料を値上げします。			
	・毎週 月～金曜日 （週1回の参加） ・令和7年度利用料 1回 1,000円（昼食、材料代） 令和6年度利用料 ” 800円（ ” ）			
	【事業費】12,568 千円			

IV 地域包括支援センター

寒河江市からの受託事業として寒河江市地域包括支援センター運営を行います。

1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域の中で健康で安心して生きがいを持って暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「寒河江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の基本理念に基づき、医療や介護が必要な状態となっても個人の自立と尊厳を持った自分らしい生活が送れるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に努めていきます。

今年度は、寒河江市地域包括支援センター運営方針に基づき、高齢者の「自立支援」や「重度化防止」に努め、フレイルの早期把握と適切な対応によって進行を防ぐことの重要性を関係機関や地域住民への周知及び理解促進のため、地域への訪問による相談支援（アウトリーチ）を重点的な取組とします。

【事業費】55,710 千円（市受託金 40,000 千円、介護保険事業収入等 15,710 千円）

2 包括的支援事業の実施内容

事業名	概要
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワーク構築 ・実態把握業務 ・総合相談支援	民生委員児童委員、医療関係者、介護サービス事業者等の地域関係者と連携しながら、状況に応じて「地域ケア会議」の開催を検討し、地域の特性に合わせたネットワークが構築できるよう努めます。 高齢者やその家族からの相談があった場合、心身や生活状況を把握し、必要時、保健、医療、福祉サービスや関係機関につなぎます。
介護予防ケアマネジメント業務 ・指定介護予防支援及び介護予防マネジメント業務（寒河江市におけるケアマネジメント） ・セルフマネジメントの推進	要支援1又は、要支援2及び総合事業対象者に対し、アセスメントを基に適切な介護予防ケアプラン作成など一連のケアマネジメントを行います。 高齢者自身が介護予防や健康管理に取り組むよう働きかけ、住み慣れた地域で自分らしく活動しながら生活を継続することを支援します。
包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ・介護支援専門員に対する支援	市内の居宅介護サービス事業者や介護支援専門員のネットワークが深められるよう研修会を開催し、資質向上を図ります。個別ケースや支援困難な事例を抱える介護支援専門員に対して必要なケアマネジメント支援を行います。
権利擁護業務 ・権利擁護に関する啓発 ・高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止や成年後見制度の活用、消費者被害防止等に関する権利擁護について、地域住民や関係機関の理解が深まるよう啓発活動に努めます。

・成年後見制度 ・消費者被害の防止 ・困難事例への対応	
---	--

3 地域ケア会議推進業務

事業名	概要
地域ケア個別会議の開催	総合相談や包括的継続的ケアマネジメント業務等からの困難事例に対し、随時、地域ケア会議を開催、個別ケースからの地域の課題発見や共有を行うとともに多職種連携に努めます。
市主催地域ケア会議への協力	市開催の「自立支援型地域ケア会議」へ参加し、介護、福祉、司法等の専門職の多職種協働による高齢者の生活課題解決のための検討及び支援について協力します。 地域課題、資源開発及び政策形成についての提案を行う「地域ケア推進会議」開催に協力します。

4 その他地域支援事業に関する協力及びその他事業との連動へ向けた取組

事業名	概要
在宅医療・介護連携推進事業	医療機関と介護事業所等の連携拠点である「寒河江市西村山郡在宅医療・介護連携室たんぼぽ」と協力し、研修会等の開催を含めその取組を推進します。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと連携し、地域住民同士による地域支え合い体制の充実を図る等、地域活動の充実・支援を推進します。
認知症総合支援事業	認知症の方やその家族の方が適切な医療や支援に繋がるよう、必要時に認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動と連携します。また認知症カフェの開催等関係機関が実施する事業に協力します。
一般介護予防事業	介護予防に関する情報提供等の啓発を行うとともに、必要に応じて、介護予防教室等への参加を提案し、要介護状態の予防に向けた取組を推進します。

5 その他の広報・普及啓発活動と会議・研修について

事業名	概要
総合相談支援業務	・寒河江市地域包括支援センター内部研修

介護予防マネジメント業務	・介護予防研修（一般、事業所向け）等
包括的・継続的ケアマネジメント業務	・居宅介護支援事業所情報交換会（市との全体会） ・介護支援専門員向け研修等
権利擁護業務	・成年後見について研修
その他	・地域包括支援センター通信の発行 ・たんぽぽとの合同研修 ・地区民協定例会への参加等
定期的な会議への参加	・自立支援型地域ケア会議 ・通所Ｃミニケア会議 ・認知症初期集中支援チーム員会議等

V 指定管理受託施設の管理運営

寒河江市の指定管理者制度に基づき、総合子どもセンター及び老人福祉センターの管理運営を行います。

1 寒河江市総合子どもセンター管理運営

令和6年度から5年間の指定管理を受け、「寒河江市総合子どもセンター設置及び管理に関する条例」に基づき適切な管理運営にあたります。

子育て支援センターと児童センターを併設しており、一体的に運用することにより子育て支援を推進するとともに、児童に健全な遊びを提供し、体力増進、情操を豊かにすることを目的とします。

【事業費】21,170千円（市受託金21,040千円、事業収入等101千円、雑収入29千円）

事業名	概要
施設及び設備の管理、運営に関する業務	施設、設備及び遊具の安全管理、衛生管理に努め、親子が安全・安心に遊び、交流できるようにします。
親子の交流の場の提供と交流事業に関する業務	児童センターと子育て支援センターの一体的な運用で施設の利便性を高め、子育て中の親子が安心して交流できるようにします。 また、交流事業として、「ママの日」「共育の日」「祖父母の日」などを設け、改めて家族の絆を深めてもらう機会を作ります。
子育てに関する相談、支援の実施に関する業務	核家族が増加し、子育てに対する不安や負担感が増している中、子育てに関するおうちの方の声に耳を傾け、少しでも不安が軽減され、安心して育児ができるようにしていきます。
子育てに関する情報の提供	「ゆめはひとだより」を毎月発行し、事業活動のお知らせや子育て支援に関する情報を提供します。また、ホームページや市の公式LINEに活動内容を掲載して周知に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業に関する業務	子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、手伝いができる人（協力会員）とをつなぎ、安心して子育てができる相互援助活動を充実させます。また、各種の健康講座や子育てに関する講習会なども実施します。
幼児や児童の体力づくりや集団的指導などに関する業務	鉄棒・縄跳び・跳び箱等の様々なスポーツを体験する機会を設け、体力増進を図ります。 また、体力づくりを集団的に指導する「スポーツ教室」など、子どもたちが健やかに成長していけるよう事業を実施します。
市内の遊戯施設、子育て支援施設などとの連携に関する業務	本センターと昨年度オープンした大型遊戯施設クラッピンの連携を図り、それぞれの特色を生かして利用者の多様なニーズに応えていきます。 また、それぞれのチラシを互いに設置したり、職員同士も互いに交流したり、様々な情報を共有したりして、互いの良さを活かし合えるようにします。
その他、子育て支援及び児童の健康増進等に関する業務	「ゆめはひとくらぶ」では、季節の工作や伝承遊びに触れる機会を設けたりしていきます。また、世代間交流や他校児童、異学年との交流なども図れるようにします。 また、「小学生の日」を季節ごとに設けて、寄せ植え体験、実験・造形活動、食育活動、長岡山ネイチャーゲームなど多

	様な活動を体験できるようにします。 更に、「夏まつり」「ハロウィン」「クリスマス」等、季節に応じた事業も実施し、子ども達の情操を育んでいきます。 外部団体と連携する事業としては、「親子交通安全教室」、「おはなし会」、「食育教室」など、地域及びボランティアなどから協力を得て実施していきます。
--	--

2 寒河江市老人福祉センター及び屋内ゲートボール場管理運営

令和6年度から5年間の指定管理を受け、「寒河江市老人福祉センターに関する条例」及び「寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例」に基づき適切な管理運営にあたります。また、高齢者の生きがいや健康づくりの拠点として、利用者のニーズを把握するとともに応えることで利用者の増加を図ります。さらに、寒河江市老人福祉センターと屋内・屋外ゲートボール場が併設されているなど、施設の利点を活かして利活用の促進を図ります。施設の利活用の促進により、老人の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上を図るため、市報やチラシ等により積極的に施設利用や自主事業等の周知に努めます。

【事業費】24,020 千円（市受託金 22,460 千円、使用料等 1,530 千円、雑収入 30 千円）

（1）寒河江市老人福祉センター管理運営

事業名	概要
施設及び設備の管理業務	施設の安全・安心な利用の確保と、適切で効率的な管理運用に努めます。施設の開閉館に係る施錠の管理と、空調・照明調整の適切な管理を行います。また、施設を常に清潔に保つとともに保守点検と安全管理に努めます。さらに、マイクロバスの運行を効率的に行い、利用者の利便性の向上と利用拡大に努めます。 入浴施設については、衛生的で安全な入浴利用が出来るように、浴槽の清掃、ボイラーの点検、温水の確保を行います。
使用許可業務	条例に基づき利用者の公平性を確保し、適切な受付・許可の業務を行います。利用者に対しては、事前に遵守すべき事項を提示して、利用者相互が快く利用できるようにします。また、利用料の免除については、市の条例等に基づき適正に対応します。
老人の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上を図るための業務	市の諸施策に連携・連動することで効果的な業務の実施に努めます。そして、さまざまな自主事業を実施することで、老人の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上に努めます。 <計画事業例> ・老人福祉センターまつり ・地域研修（市内外の地域学習） ・各種もののづくり（カレンダー、門松等） ・映画上映 ・歌声喫茶 ・そば打ち ほか

入浴施設の管理業務	浴槽管理マニュアルに基づき浴場の管理を行い、年2回の定期的な水質検査や、温泉としての機能の保持、衛生管理、配管の保守点検などを行い、利用者の安全で快適な利用を図ります。また、源泉については、適正な湯量の確保を行います。
-----------	---

(2) 屋内ゲートボール場管理運営

事業名	概要
使用許可業務	施設の使用許可にあたっては、愛好団体の利用申込に対して平等かつ公平に対応し受付・許可の業務に当たります。 利用者に対しては、遵守すべき事項を提示し、快く利用いただけるようにします。また、利用料の免除については、市の条例等に基づき適正に対応します。
老人の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上を図るための業務	ゲートボール競技及びグラウンド・ゴルフ競技の持つ特性を活かし、余暇活動の充実、仲間づくり、健康の増進につながるよう、より多くの方々にプレーいただけるように努めます。また、ゲートボール大会やグラウンド・ゴルフ大会、季節ごとのイベント大会、各クラブ同士の交流戦、市外チームとの親善交流大会などを開催し、年間を通して活動できるように利活用の促進に努めます。

VI 法人の管理運営

法人の適切な管理運営に努めます。

事業名	概要
法人の管理運営	・理事会の開催 ・評議員会の開催 ・評議員選任、解任委員会の開催 ・専門委員会の開催（企画総務委員会・財政委員会） ・監事会の開催 【事業費】35,743 千円（市補助金 3,731 千円、市社協会費等 14,181 千円、他事業 17,831 千円）
財務、人事管理 等	・会費等自主財源の確保 ・事務事業執行体制の強化 ・職員の資質向上 ・経理事務の適正執行 ・情報発信方法、個人情報管理について検討

